

閱 覧 用

**平成30年度「市民と議会の懇談会」
質問等への回答について**

(平成30年8月開催分)

境港市議会

「市民と議会の懇談会」の回答について

このたびは、「市民と議会の懇談会」にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

各会場でいただきましたご質問やご意見について、議会改革推進特別委員会で整理し、一覧表にまとめて全議員に配付いたしました。

その中で、議会において調査すべきものや検討すべきものを抽出し、所管する各委員会に振り分けて回答書を作成いたしました。

平成 30 年 11 月 境港市議会

■ 総務民教委員会に関わるテーマ

【質問】 <中浜公民館>

小学校・中学校の統合について、議会だより「つなぐ」によれば結論ありきで質問されている。議会の方ですでに小中一貫校として統合してやっていくんだということで話が進んでるような状態だが結論ありきで言うのではなく地域の方々に前もって説明会をやっていくのが筋ではないか。

議論をする前に、住人に対して住民説明会を先にやって、理解を得てからの実施というような格好にしてほしい。これが意見。採決のほうは別にとらなくてよいので、お願いをしたい。

【回答】

少子化の一層の深刻化及び、児童生徒の減少という状況を受けて、とりわけ誠道小学校での著しい児童の減少、また、各校においても児童の減少傾向にあって、小学校の統廃合は大きな課題であるとの認識のもと、本市議会では、総務民教委員会の研究テーマとして位置付け、これまでに、小学校統廃合の実施とそれに伴う教育システムとしての「小中一貫校の整備」を実施した自治体（千葉県・鴨川市）、横浜市での「通学区域特認校制度」、また、大分県日田市での「小中学校連携教育」について等々、様々な角度から学校再編、統廃合に伴う様々な教育環境、カリキュラムのあり方等の調査研究を実施したところです。学校の再編、統廃合は、将来を担う子供たちの教育の場をいかに充実したものにしていくかという視点が最重要であります。一方で、学校は地域にとって欠かせないものであり、これからも地域で支えられて今日に至っている事実を意識することも重要な観点であり、今後、議会においてもこのことを重要な課題として具体的事業に取り組んでいくこととしています。

また、コミュニティ・スクールは、保護者の代表や地域の代表などによる「学校運営協議会」を設置した学校で、平成 31 年度に第一中学校区、平成 32 年度に第三中学校区、平成 33 年度に第二中学校区に導入するよう準備を進めており、現在は「コミュニティ・スクール導入準備委員会」を、平成 29 年度に第一中学校区で、平成 30 年度に第三中学校区で発足し、コミュニティ・スクールについての理解を深めたり、それぞれの地域でのコミュニティ・スクールの在り方などを協議するとともに、第二中学校区については平成 31 年度の導入準備委員会発足に向け、委員候補者の人選等を進めているところです。

コミュニティ・スクールを導入する目的は、大きく三点あり、一点目は、学校運営協議会の中で出された保護者や地域の声を生かした学校経営を実践し、地域から信頼される学校づくりを実現すること、二点目は、地域の歴史・産業・文化・伝統などについて地域の中で学ぶことによって、地域を知り、地域を愛し、地域に誇りを持った、将来の境港を担う人材を育成すること、三点目は、「目指す子どもの姿」を地域・家庭・学校が共有し、それぞれが子育てに対する当事者意識と役割を自覚し、社会総がかりで子どもを育てる体制を作ることです。

また、中学校区を主体としたコミュニティ・スクールの導入については、将来の小中学校の編成について、校区審議会の最終答申内容を尊重し、現在の三つの中学校区ごとに小学校を統合した小中一貫校の開設を基本に置いているものと考えます。

議会としては、コミュニティ・スクールについて、議員間で理解度に差異がみられるのも事実ですので、今後、先進地の視察などを通じて、理解度の深化を図っていかねばならないと考えます。

いずれにせよ、コミュニティ・スクール導入のための諸準備や取り組みについては、導入準備委員会と教育委員会が連携して取り組んでいくように、議会としても適宜、進捗状況を把握しながら必要な提言を行っていきます。

【質問】 <中浜公民館>

学校審議会を作るとのことだが、議会はもっと反対側に立って説明しなければならない立場じゃないかと思う。

学校の先生から聞くと地域の方の協力が必要と言われるが、小中一貫校が二中になったら範囲が広くなりどうしても地域とのつながりは薄くなっていく。これはもう避けられない事実。そういうものを近いからできるか、うんと遠くなれば子供も当然小さい子が遠くまで行くことになる可能性がある。そういうことが全然議論されないで審議会が作られるのはおかしい。本当に地域の力を学校が必要とするのであれば、そういう観点からもっと議論してほしいと思う。

【回答】

前問と同じ

■ 経済厚生委員会に関わるテーマ

【質問】 <渡公民館>

市税の内訳、たばこ税がどのくらいあったか御存知か。今、どういう基準でたばこ税が入ってくるのか分からない。収入のその他にふるさと納税は入っていると思うが、支出の方だけではPR費で2億円あまり出しているが、こんなややこしいことをするときりがない。扶助費なんて35億4,562万。私立保育所の運営費にそんなに金がかかるわけない。嘘をついたらダメ。

【回答】

平成30年度一般会計予算の性質別歳出（支出）の質問において、私立保育所運営費が扶助費で最も多いはずがないとの質問に対し、参加議員からは扶助費の「生活保護法による扶助費」の割合が多くを占めるような発言をしましたが、確認しましたところ私立保育園運営等費が1,012,069千円と最も多くを占め、次に障がい者自立支援給付費が827,160千円、生活保護扶助費が608,117千円となっております。訂正させていただきます。

【質問】 <渡公民館>

はまる一歩バスのメインコースが変わったが、市民の森からなぜ新屋の方に出てくるのか。その新屋から今のなんとか医院の方を通過して、そこから岡田商店の前を通過してもう一遍、三軒屋に入るが、そのまま真つすぐ誠道のところ通過して三軒屋入れればいいものを、またこれも狭いところに入って行く。ややこしいコースつくって、なんのメリットがあるだろう。新屋まで走る必要があったのかどうかということ。特に本線が変更になったときは、もうちょっと皆さん検討してください。

【回答】

経路変更を行った経緯は、自治会から岡田商店前にバス停を設けて欲しいとの要望を受け、「境港市公共交通会議」に諮り、経路変更等が承認され、平成26年6月1日より現経路で運行しています。現経路は岡田商店前のバス停を通るため大きく迂回した経路となっておりますが、バス車両の大きさを考慮すると一般車両のように容易に切り返しが出来ないため、安全性も十分に踏まえ、現在の経路としています。また、矢島医院前から直接三軒屋町に向かったほうが良いとの意見ですが、その場合、三軒屋町内の一部バス停前を通ることが出来ないため、現在の経路としているところです。

【質問】 <渡公民館>

はまる一歩バスの件について、運転免許証の返納後の対策を考えているだろうか。今後返納するならばきちんとした対策を立てていただきたい。市役所のところに新しい多目的ホールができるが、車がなかったらタクシーなどで行かないといけない。交流センターとしていろんなイベントが行われるだろうが、公共の乗り物で行けるような方法を考えていただきたい。

【回答】

運転免許証の自主返納者に対しては、はまる一ふバスの回数券(120回分)を配布しており、免許証の自主返納者の生活交通を支援しているところです。また、平成30年10月1日からは、3カ月3千円という大変お得な定期券の販売も開始しますので、この制度改正を機に公共交通の利用を促進していきたいと考えています。次に「市民交流センター(仮称)」においては、現在設計段階であり、はまる一ふバスのバス停は決定しておりませんが、多くの市民が利用する施設であることから、今後、利用者が不便にならないようバス停の位置を決定したいと考えています。

【質問】 <渡公民館>

倒壊の恐れのあるブロック塀について、民間、個人所有のブロック塀に対しては、どのくらいの調査が割合で進んでいるのか。個人で補修費が出せないという場合は何か対策を考えていただきたい。緊急を要する、緊急避難的にやってもらうことはできないのか。

【回答】

ブロック塀について、通学路はすべて点検済みで、760軒中241軒が要点検、その内「危険あり」と判定した31軒には訪問して通知し、注意喚起の札を貼っています。県道は7軒が要点検、内5軒が「危険あり」でした。その他、職員、市民等からの連絡等で60軒点検し、25軒が「危険あり」でした。補助制度は、開始時期は未定ですが、今年度中に国、県、市が連携して創設します。今後、11月市報で簡易な案内をし、12月市報で詳細広報する予定です。撤去は、補助率2/3、上限は15万円又は単位単価上限(1mあたり9千円)×2/3のうち低い方。フェンス・生垣等への改修は、補助率1/3、上限1万円又は単位単価上限(1mあたり2万5千円)×2/3のうち低い方となります。

【質問】 <外江公民館>

ブロック塀の件について、馬場崎町に高さ6段(1.2m)のブロック塀にひび割れがはいっている。危ないので調査をしてほしい。

【回答】

なお、ブロック塀等の点検のチェックポイント、ブロック塀の撤去・改修工事の相談、ブロック塀の診断等についてホームページ、市報に掲載しています。別の箇所については、市役所建築営繕課へ相談してください。